

本人確認が厳格化

市は、市民の皆さんの個人情報を守り、**「なりすまし」**による証明書などの不正取得や虚偽の届け出による被害を防ぐため、各種届け書の提出や、戸籍証明、住民票などの交付申請を受ける際に、身分証明書などの提示をお願いしています。

本年5月、戸籍法と住民基本台帳法が改正され、本人確認が厳格化されました。

本人確認を行う届け出

- 戸籍**：婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁・認知届、不受理申し出
- 住民異動**：転入・転出・転居届、世帯変更（世帯主変更・世帯合併・世帯分離）

交付申請の際、本人確認を行う証明書

○住民票の写し・住民票記載事項証明書など住民票に関する証明書

る証明書

- 戸籍謄本・抄本（全部事項証明書・個人事項証明書）、改製原戸籍、除籍などの戸籍証明書
- 戸籍の附票
- 身分証明書
- 外国人登録原票記載事項証明書

※その他、市税に関する証明書、保険証の再発行などについても本人確認をしています。

提示していただく書類の例

- ① 運転免許証・住民基本台帳カード（写真付）・外国人登録証明書・旅券など、官公署が発行した写真付の各種免許証・許可証・資格証明または身分証明書
 - ② 健康保険証・年金手帳・年金証書など、官公署が発行した写真のない書類
 - ③ 学生証・法人が発行した身分証明書など
- （本人が自書した会員証、名刺などは認められません。）

窓口に来た人の本人確認を行います。本人確認は、申請者の氏名や生年月日、住所の確認により行います。①の書類が提示できない場合は、②の書類が提示できない場合は、③の書類のうち複数の提示をお願いすることがあります。本人確認の書類が提示できない場合は、必要な事項をお尋ねし、確認します。

本人や同一戸籍、直系親族以外の人が戸籍証明などを申請する場合は、本人や同一世帯員以外の人が住民票などを申請する場合には、委任状が必要です。

郵送での申請

窓口での申請と同様、本人確認書類が必要で、本人確認書類に記載された住所地あるいは住民登録をしている住所地にお送りします。

代理人からの請求の場合、委任状の提出が必要です。

問い合わせ
市民生活課戸籍住民係
（☎0824731157）
または各支所市民生活室市民生活係

税源移譲に伴う住民税の減額措置

国から地方への税源移譲により、ほとんどの方は平成19年から所得税（国税）が減り、その分住民税（地方税）が増えています。税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の負担は基本的には変わりません。

しかし、平成19年に所得が減って、所得税が課税されなくなったり、住民税の増加のみ受ける場合があります。そのため、下記の要件をすべて満たす場合は、申告により、すでに納付済みの住民税額から、税源移譲により増額の特例があります。

この特例を受けるには、7月1日～31日の間に、平成19年度住民税を課税した市町村（平成19年1月1日現在お住まいの市町村）に、減額申告書を提出する必要があります。

なお、市で把握できる方については、後日、個別に申告用紙を送付する予定です。

問い合わせ 税務課市民税係
☎0824731146

○減額措置の要件

- ①平成19年度住民税の課税所得金額 > 所得税と住民税の人的控除の差の合計額
 - ②平成20年度住民税の課税所得金額 ≤ 所得税と住民税の人的控除の差の合計額
- ※課税所得金額とは、所得金額から所得控除額を差し引いた後の金額
※人的控除とは、配偶者、扶養、障害者、寡婦、基礎控除など

平成19年度
住民税
のみ適用